

百合丘障害者センター特別職非常勤嘱託員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、百合丘障害者センターにおける特別職非常勤嘱託員（以下「嘱託員」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤の嘱託員とする。

(嘱託員の職名等)

第3条 嘱託員の職名、配置人員及び勤務日数等は、別表第1のとおりとする。

(職務)

第4条 嘱託員の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 百合丘障害者センター嘱託医（リハビリテーション科）

- ア 診察（訪問診査を含む。）
- イ 判定会議又は評価会議への出席
- ウ 医学的判定
- エ 自立支援医療又は補装具等に係る判定
- オ 随時の医学的助言等
- カ その他相談及び判定のために必要なこと。

(2) 百合丘障害者センター嘱託医（精神科）

- ア 診察（訪問診査を含む。）
- イ 判定会議又は評価会議への出席
- ウ 医学的判定
- エ 自立支援医療又は補装具等に係る判定
- オ 随時の医学的助言等
- カ その他相談及び判定のために必要なこと。

(職務の原則)

第5条 嘱託員は、次に定めるところにより職務を行わなければならない。

- (1) 相談者の人格、プライバシー等を侵害する恐れのある行為をしてはならない。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (3) 個人情報については、関係法令の定めるところに従い、適正に取り扱わなければならない。
- (4) 百合丘障害者センター所長（以下「所長」という。）及び関係職員と常時緊密な連絡を保持しなければならない。

(任用要件)

第6条 嘱託員は、次の要件をすべて満たす者でなければならない。

(1) 百合丘障害者センター嘱託医（リハビリテーション科）

- ア 医師の資格を有する者
- イ 人格・識見に優れ、社会福祉に対する理解と熱意を有する者
- ウ 心身ともに健康である者

(2) 百合丘障害者センター嘱託医（精神科）

- ア 医師の資格を有する者であって、精神科の診療に経験が深い者
- イ 人格・識見に優れ、社会福祉に対する理解と熱意を有する者
- ウ 心身ともに健康である者

(任用)

第7条 嘱託員は、障害保健福祉部長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

- 2 嘱託員の任用の期間（以下「任用期間」という。）は、原則として、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で局長等が定めるものとする。

(任用の更新)

第8条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員については、その任用期間を更新することができる。

- 2 前項の場合において、更新回数が上限に達した嘱託員について、第7条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

(退職)

第9条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職するものとする。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第10条 市長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき、又はこれに堪えないとき。
- (3) その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務の形態)

第11条 嘱託員の勤務日数は、別表第1のとおりとし、勤務日については、毎月所長が定める。

- 2 所長は、緊急の判定等必要があると認めるときは、嘱託員に対し、百合丘障害者センター以外の適切な場所において、その職務を行うことを命ずることができる。なお、この場合の職務については、通常の勤務を1回行ったものとして取り扱う。
- 3 前2項に規定する嘱託員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時までの間で所長が定める。

(休日)

第12条 次に掲げる日は、休日とし、嘱託員は、原則として勤務を要しないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に該当する日を除く。）

(年次有給休暇)

第13条 嘱託員に対しては、川崎市特別職非常勤職員に関する要領（4川総雇第74号）に定めるところにより年次有給休暇を付与することができる。

(特別休暇)

第14条 嘱託員に対して、川崎市特別職非常勤職員に関する要領に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第15条 嘱託員は、川崎市特別職非常勤職員に関する要領に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第16条 市長は、嘱託員が請求した場合において、川崎市特別職非常勤職員に関する要領に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第17条 嘱託員に対しては、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

- 2 第1種報酬の額は、別表第1のとおりとする。
- 3 第2種報酬の額は、正規職員の例による。
- 4 前各項に規定する報酬の支給法は、この要綱に定めるもののほか、正規職員の例による。

(第1種報酬の減額)

第18条 嘱託員が実際に勤務した日数（有給の休暇を取得した日数は、実際に勤務した日数に含める。以下同じ。）が別表第1に規定する勤務日数（以下「勤務日数」という。）に満たない月においては、勤務日数から実際に勤務した日数を控除した日数に1日当たりの報酬単価を乗じて得られた額を第1種報酬の額から減ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、死亡による退職の場合は、全額を支給する。

(費用弁償)

第19条 嘱託員がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表の4等級に相当する旅費を費用弁償として支給する。

- 2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第20条 所長は、嘱託員の勤務状況を出勤簿及び出張命令書等により把握し、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

(公務災害等の補償)

第21条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）の定めるところによる。

- 2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合は、その期間の第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(委任)

第22条 その他この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱第7条第1項の規定により選考された嘱託員については、改正後の第7条第3項の規定による公募を行って選考されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第11条、第17条、第18条関係)

嘱託員の職名	配置人員	勤務日数	第1種報酬	
			種別	金額
百合丘障害者センター嘱託医 (リハビリテーション科)	3	月1回	月額	49,600円
百合丘障害者センター嘱託医 (精神科)	1	月2回	月額	99,200円
	2	月1回	月額	49,600円